

# 教育委員会定例会

日時：平成25年6月20日（木）午前9時29分～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、朝倉課長、小野副課長、長田指導主事、  
石倉図書館長、池田副主幹

会議録署名委員： 早藤義則、山本明峰

委員長 皆さん、おはようございます。定刻より1分程前ですけれども、皆さん揃いましたので6月の定例会を始めたいと思います。天気の方はあまり芳しくないのですけれども、これからは天気も良くなるということです。社会教育の行事も進んでおり、また、学校の方もいろいろな行事が始まって、生徒達もようやく落ち着いて来たかなというような話も伺っております。皆さんも学校の中、あるいは地域の方々からもいろいろと情報を得ているかと思いますが、そういうものも踏まえまして、本日の協議に生かして頂きたいと思います。それでは早速、本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、わたくし早藤と山本委員、お願いいたします。続きまして、議事録の承認に入ります。

## 議事録の承認

委員長 それでは、議事録の承認について、2件一括してお願いしたいと思います。平成25年5月教育委員会臨時会議事録及び5月教育委員会定例会議事録の承認について事務局から説明をお願いします。

小野副課長 それでは説明いたします。5月臨時会及び5月定例会の議事録につきましては、事前にメールで皆様へお送りしております。臨時会の議事録につきましては、特に訂正等はありませんでした。定例会の議事録につきましては、訂正箇所がございますのでご説明いたします。3ページ目の25行目、4ページ目の3行目、5ページ目の10行目、15ページ目の4行目及び6行目の字句を訂正いたしました。訂正箇所は以上でございます。それでは議事録の承認につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようですので、承認でよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 異議がないようですので、議事録につきましては承認されました。

委員長 それでは、早速、本日の議事に入ります。案件は、報告事項、協議事項、議決事項、その他がございます。協議に入ります前に、皆さんにお諮りいたします。協議事項の2番「湯

河原中学校の事故について」、そして議決事項の1番目「平成25年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について」、そしてその他の案件につきましては個人情報等の問題がありますので秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 それでは、協議事項の2番と議決事項の1番、そしてその他の案件については秘密会とさせていただきます。それでは、早速、案件に入ります。

(1) 報告事項

① つばめの観察会について

委員長 それでは、つばめの観察会について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料1に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 6月2日(日)に開催したつばめの観察会の結果について報告

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

② 少年少女砂の芸術大会について

委員長 それでは、少年少女砂の芸術大会について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料2に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 平成25年度少年少女砂の芸術大会開催要項の内容について説明
- ・ 開催日時：平成25年7月14日(日) 予備日なし
- ・ 真鶴町子ども会から参加の意向あり

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

小松委員 注意事項6番にある「日射病」という言葉は、最近、あまり使わないと思います。「熱中症」の方がいいのではないかと思います。

朝倉課長 わかりました。熱中症に訂正いたします。

委員長 他には、何かありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 それでは、私の方から2点ほど質問いたします。まず、申込み方法で、真鶴町の子ども会のみ特別な項目がございますが、確か今までは真鶴町だけでなく他の地域、確か足柄の方とか小田原の方とか山北町からも参加していたと思いますが、それらの地域については真鶴町と同じような案内を提示しているのか、真鶴町だけ特別にこのようにしたのか、そのことはどうでしょうか。

朝倉課長 先日、この開催要項をもちまして、協議会の方と会議を持ったのですが、その時点では、真鶴町の子ども会以外の子ども会の参加の話は出ませんでした。

委員長 要するに、この要項ですと真鶴町の子ども会だけに限っていますが、今までは他の地域

の団体が参加しているので、例えば、町外の子ども会とか、町外の団体という項目にすれば、これが全て当てはまると思います。もし、他からの参加申込みがあった場合は、どの様に対応するのですか。

朝倉課長 申し訳ございません。確認させていただきます。

委員長 それでは、もう1点。これは、第何回になりますか。サーフ90からスタートしているので、かなりの年数になると思うのですけれども。

朝倉課長 確認させていただきます。

委員長 他に質問等ございますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。先程の件は分かった時点で報告をお願いいたします。

### ③ 放課後子ども教室（放課後まなび教室）の実施状況について

委員長 それでは、放課後子ども教室（放課後まなび教室）の実施状況について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料3に基づいて説明をいたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 学年別登録児童数、延べ人数等について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 平成25年4月から登録児童数が33人となり、5月の参加児童延べ人数も増えていますが、これは、この制度が浸透してきて、なかなか好評だという理解でいいのですか。

岩本局長 校長先生から聞いた話ですと、好評なので人数が増えたと聞いています。

小松委員 学習アドバイザーというのは、どういう方でしょうか。ボランティアの方との違いは何でしょうか。

朝倉課長 学習アドバイザーの方は、特に教員の資格を持っていないといけないという条件ではありませんが、現実には、この3人の学習アドバイザーは教員の免許を持っています。ボランティアの方につきましては、保護者の方が多いようですが、大学生の方もおりまして、学習アドバイザーの補助的な役割といたしますか、そういうことをさせていただいております。

小松委員 この方達の報酬は、どうなっていますか。

朝倉課長 ボランティアの方は、報酬はございません。学習アドバイザーには、賃金という形で報酬がございます。

委員長 この案件について、教育長から補足説明をお願いします。

教育長 現状の所は把握できていませんが、これがスタートした時は、学習アドバイザーにつきましては保護者の方で教員免許を持っている方が何人かいらっしゃるの、それらの方に声を掛けてやっていただく、また、それをサポートする方も必要だということで、このような形で動き出したと聞いています。

委員長 学習アドバイザーとボランティアスタッフの違いというのを、今の教育長の説明ですと教員免許のある方がアドバイザー、それ以外の方がボランティアという形でスタートしたということですがけれども、できればもう少し詳しい内容について説明をお願いします。

小松委員 前は、東台小学校で同じような教室をやっている、それは1年生から6年生が対象だったんですけども、湯河原小学校は何故4年生から6年生が対象になっているのですか。  
委員長 それでは、教育長から放課後まなび教室とそよかぜきょうしつと学童保育について、説明をお願いします。

教育長 学童保育は前回ご説明したとおり1年生から3年生までが対象となります。次にできたのが東台のそよかぜ教室で、これは厚労省と文科省の両方の事業で、1年生から6年生を対象に、登録制で、その教室に行き、いろいろな事を行ったり、指導員の方と一緒に遊んだりして放課後の時間を過ごすものです。そして、一番新しい湯河原小学校の放課後まなび教室は、もともと湯河原小学校が立ち上げたいということで、国の制度を何とか上手く使えないかということで、町の方も協力して始まったものです。4年生から6年生までの子ども達の放課後の勉強について、どの子にも塾に行かなくても、そこに行けば勉強ができる所、学習ができる所というような教室を国の制度を使ってやっていくというものです。本来、国の制度では、このまなび教室というのは1年生から6年生までを対象にしておりますので、まだスタートしたばかりということもあり、その辺でまだクリアできていない部分があります。

委員長 よろしいでしょうか。

小松委員 学びのサポートであれば、やはり低学年で2年生の九九とか、そこでつまづいている子って算数が苦手になってしまったりするので、対象が低学年に下がっていけばいいと思います。

委員長 放課後まなび教室が湯河原小学校でスタートしたその背景をもう少し話していただくと、もう少し分かりやすいのかなと思います。中学校に入る時に、小学校での学習が十分でないまま入ってきている。その対応策としてというのが背景だったように記憶しています。そこで、先ずできる所からということで始まったというように聞いております。よろしいでしょうか。

小松委員 はい。

委員長 他に、この件につきまして、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

山浦課長 委員長、よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

山浦課長 先程の、砂の芸術大会の件ですが、前年度参加した子ども会には打診はしたそうですが、今年度は都合が悪く、参加することができないということです。案内につきましては、今年度参加することができなかった所にも、ご案内はしているということです。

委員長 要するに、先程の要項の中の真鶴という項目は、町外の団体という意味で理解してよろしいのですね。

山浦課長 そうです。

委員長 わかりました。ですが、要項としては、真鶴と指定しない方がいいと思います。

朝倉課長 わかりました。「町外の子ども会」と訂正したいと思います。

委員長 子ども会以外の団体が参加することもあるでしょうから、児童または団体とした方がいいのではないかと思います。

委員長 他には、何かありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 それでは、特にないようですので、次の案件に移ります。

④ 三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について

委員長 それでは、三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料4に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 40名の定員に対して49名の応募があり、6月7日に抽選会を行なった。
- ・ 湯河原小学校、吉浜小学校、東台福浦小学校毎の参加人数を報告。3校以外の申込み者は無かった。
- ・ 今後の予定について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑤ ポートステイブンス市中学生派遣事業について

委員長 それでは、ポートステイブンス市中学生派遣事業について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料5に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 16名の応募があり、5月24日に選考試験を行ない、6月10日に6名の参加者が決定した。
- ・ 今後の予定について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑥ 社会教育課（7月～9月）の事業計画について

委員長 それでは、社会教育課（7月～9月）の事業計画について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料6に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 事業計画について説明
- ・ 昨年と違う事業としては、ポートステイブンス市派遣事業関係と三原親善都市交流事業が昨年は三原市の児童を受入れ、今年は三原市を訪問する事になっています。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑦ 美術館の夏休み事業計画について

委員長 それでは、美術館の夏休み事業計画について報告をお願いします。

朝倉課長 それでは、資料7に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 夏休み期間中の事業について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 私からひとつ質問があります。数年前までは、町内の様々な私設の美術館との連携を模索した、そういう企画がございまして、ある程度成果を上げたというふうに報告を受けました。今年の、この夏休み事業計画というのは、全て町立美術館の中での企画になっていますが、そういう夏休みだからこそできる、外との連携、町内の美術館あるいは箱根、真鶴辺りを含めた地域の美術館との連携、そういうものは、この夏休み期間中の事業としての計画はありませんか。

朝倉課長 すみません。確認をさせていただきたいと思います。

委員長 それでは、その回答につきましては、後で報告していただくということでお願いします。

委員長 他に、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑧ 図書館の開館時間について

委員長 それでは、図書館の開館時間について報告をお願いします。

石倉図書館長 それでは、資料8に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 図書館の開館時間についての検討結果について説明
- ・ 7月20日から8月31日までの期間の金曜日（6日間）について、開館時間を午後7時まで延長し、利用者サービスの向上を図る。
- ・ 勤務態勢は、職員2名が時差出勤により対応する。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 私の方から質問いたします。金曜日のみ1時間延長するということですが、この中に8月2日が入っていますけれども、8月2日は町のやっさ祭りの当日ですので、ただ、金曜日に決めたからということではなく、流動的に別の日に振り替えるというものがあってもいいのかなと思います。また、これが何故金曜日であって土日ではないのかということがあります。この資料には曜日についての数字が出ていませんが、利用者については、実際に金曜日が一番多かったからということなのですか。

石倉図書館長 金曜日実際に利用者が多くなっているのは事実です。また、今まで毎週金曜日を7時まで延長していた経緯がございまして、利用者の方も金曜日という感覚が残ってい

らっしゃると思うので、金曜日にいたしました。また、一般的にも金曜日の夜は、割と外でというようなこともありますので、そういうことで金曜日にいたしました。

委員長 今の話で、以前は金曜日が7時までだったので、それで利用者には理解しやすいだろうということですが、金曜日を7時まで開館することを止めたのはいつでしたか。

石倉図書館長 試行期間の平成23年1月から全部の平日、火、水、木、金を7時までにはしましたので、その時に全部の平日を7時までにはしました。

委員長 金曜日だけを、7時まで開館することを止めたのは、平成23年の1月からということですか。

石倉図書館長 試行期間を始めた平成23年1月から、それまでは金曜日だけを7時まで開館していましたが、他の火、水、木、金も7時まで開館するようになりました。また、金曜日が7時までではなくなったのは、平成24年の9月です。

委員長 全部の曜日が6時までになったというのが、去年の9月ということですね。

石倉図書館長 はい。

委員長 そうすると1年半前の状態に戻す形ということですがけれども、この6時になったことで、利用者のアンケートは取ってありますか。

石倉図書館長 それは、取っていません。アンケートは1回取ったきりです。去年の7月、8月にアンケートを取ろうとは考えたのですが、ちょうどその時にシステムの入替えがありまして、そちらの方に業務を取られてしまいまして、申し訳ございませんが、アンケートは取ってございません。

委員長 ということは、利用者の声というものは実際にはわからないまま、6時にして、それで今ここにきて夏場は開館時間を延ばせないかという話になって、この案が出てきたということですね。

石倉図書館長 はい。あと利用状況を見てみますと、6時から7時まで利用される方が、去年の夏も余り多くなかったということで、このように決めさせていただきました。

委員長 ですから、これは図書館側の意向としてのものですね。要するに利用者の声という意味ではないですね。

石倉図書館長 申し訳ございません。アンケートは取っておりません。

委員長 皆さんの方から、この件につきまして、質問、ご意見等ありますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、この件は終了いたします。今日は、せっかく図書館長が来ておられるので、図書館について何かご質問等がありましたら、いかがでしょうか。

山本委員 利用者が自由に使えるパソコンというのは何台ありますか。

石倉図書館長 2台です。

山本委員 一人の人が張り付いてしまって、他の人が使えないような状況というのはありますか。

石倉図書館長 今のところございません。後はWi-Fiというコーナーもございますので、ご自分のパソコンを持って来られる方もいらっしゃいます。

山本委員 図書館へ行きますと、かなりスペースが勿体ないように感じる場合があります。3階なんか、もっと使い勝手が良くできるのではないかと感じます。パソコンを何台か置いておけば、例えばレファレンスサービスなどについては、ご自分でコンピュータ検索をさせていただくと、結構分かると思いますので、そういう所の手も省けるのではないかなと思います。

石倉図書館長 管理面でのことがございまして、今あまり3階を使用していただくような形にはなっておりません。以前、3階を学習室にしておりましたら、いろいろな物が紛失したということがあったり、女性の方が一人で勉強しているということがございましたので、今は地下の参考図書室と2階の方をご利用いただくような形にしております。ただ、今年度は防犯カメラを設置する予算も付きましたので、委員が仰る点につきましても、管理面がしっかりしましたら検討課題ということで、考えてみたいと思います。

山本委員 コンピュータと書籍が一緒であって、いろいろ調べ物をするみたいな形になりつつありますね。

石倉図書館長 はい。今そういう時代になって来ましたので、本だけでなくいろいろな物から検索できるようにしていきたいと思います。

山本委員 お願いいたします。

委員長 他には、ありますか。

小松委員 学生が、自習に使うというケースは多いですか。

石倉図書館長 はい。今中学生が試験の期間だったようで、かなり多くの方が利用しております。

団体で来ますと、いろいろとお喋りとかしまして、そういうことはありますけど、中学生が試験の時期ですとかなり利用しております。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 特になし

委員長 では、私の方から質問します。先程の地下の参考図書室ですが、あそこは確かに多くの人が自習しているようですが、不審な人が居るから湯河原のあの部屋は、ちょっと怖いから行きたくないというような話も聞いています。そのため、他の図書館ではもっと監視の目が有り安心なので、そちらに行っているという話も聞きます。そういう意味で、先程防犯カメラを設置するということでしたけれども、現在の段階で、職員の見回り等の巡回についてはどうなっていますか。

石倉図書館長 カウンターの当番が、1時間毎とか2時間毎に交代しますので、そのカウンターに付く前に館内を廻って、見て歩くということをしております。

委員長 では、1時間か2時間に1回位しか見に行かないということですか。

石倉図書館長 あとは防犯カメラが地下と3階の会議室の方に付いておりますので、ずっと張り付いて見ている訳ではありませんが、また、カメラも録画機能が付いたものではありませんが、時々画面を見るということはしております。

委員長 では、防犯カメラでの確認はできているということですか。

石倉図書館長 はい。ただし、ずっと見ている訳ではありませんが。

委員長 でも、ずっと映像は出ている訳ですね。

石倉図書館長 はい。地下参考図書室と3階の会議室の2箇所については映像が出ています。

委員長 それは、確認できる状況の所にモニターがある訳ですね。

石倉図書館長 はい。事務室の真ん中くらいの所にございます。

委員長 わかりました。巡回につきましては、職員が巡回するのが1・2時間に1回というのは、中高生がかなり使っている所ですので、もう少し足を向けていただく方が良いのかなというふうに思いますので、そこはお願いしたいと思います。

委員長 他には、ございますか。

山本委員 一つしかない図書館ですので、利用者についてはターゲットをある程度、絞らざるを得ないのかなと思います。憩というか、そういうものも兼ねて雑誌などを閲覧するという方もいるでしょうけれども、自宅で勉強の場所を確保できないような人をターゲットに絞って、そういう人の、できるだけ使い易いような性格付けというのは、ある程度していった方が良さそうな気がします。

石倉図書館長 現在、60代以上の方が80%くらいご利用いただいておりますので、他の年代、特に若い方に向けて読書推進とか、若い方向けの活動をこれから少し考えていきたいと思えます。

委員長 今、60代以上の方が80%くらい利用されているということですが、それは、図書の貸し出しに関する数字であって、学習室とか、そういう所の利用者の数字ではないですね。

石倉図書館長 はい。学習室に関してはもっと若い方が多いです。

委員長 それで、その数字は出ていないですね。

石倉図書館長 はい。

委員長 そうすると、利用者というのは図書の貸し出しをした者だけが利用者ではありませんから、そういう利用者についてもカウントができればいいかなと思います。例えば、昔の話になってしまいますけど、私達がまだ学生の頃は、図書館に行くときだけでも名前を記入してから入るという作業をしていましたので、図書館では利用者全部をカウントできたかもしれませんが、今はそういうことはしていませんね。

石倉図書館長 今の図書館の状況では、そういった個人情報を求めるものはほとんどありません。今パソコンを貸し出す時には、何かあってはいけないので、図書館の利用券とか免許証を見せていただいて住所を書いていただきます。その他のものでは、そういう情報を求めるということはほとんどありません。

委員長 何らかの方法が無くはないと思いますが。

石倉図書館長 自由に使っていただくというのが、今の図書館のスタンスでありまして、利用者の方にその都度書いていただくような手間とかは省いているような状況です。

委員長 自由に使っていただくことは分かりますので、逆にこちら側の事務方がカウントすること、例えばモニターのチェックなり、何なりということが、できなくはないと思えます。

石倉図書館長 以前は、入館者数を数えるためにカウンターでどの位の人が入って来たかということ数を数えていました。今後は、細かい事はできないかとは思いますが、例えば閲覧室等で時間を決めて、この時間での利用者の方、例えば何十代の方が何人とか、簡単なそういう調査でしたらできるかと思えますので、そのようなことはやってみたいと思えます。

委員長 そうですね。それは必要なことだと思います。先程、申し上げましたとおり図書館の利用者というのは、本を読むだけ、あるいは勉強をするだけという人もいるでしょうから、本の貸し出しをした者だけでは無いということで、是非、その辺の数字も挙げることで、図書館の利用者は実際にはこんなにいるんだということを外にもアピールできると思えますし、よろしくをお願いします。

委員長 他には、何かありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 特にないようなので、図書館の件は終了いたします。

山浦課長 委員長、よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

山浦課長 先程の美術館の件ですが、委員長の仰るように夏休み期間中に、町内のアート施設との連携で、アートスタンプラリーというのを平成 21 年度に実施したそうです。ただし、その後は、実施していないそうです。

委員長 町外の美術館とはどうですか。

山浦課長 町外の美術館とも実施していないそうです。あと夏休み期間中にというわけではありませんが、他の美術館から展示物を借用して特別展を開催しております。

委員長 美術品の交換はどこでも行っていることですので、そういうことではなくて、美術館の紹介というもので、湯河原の美術館からアクセスがどのくらいで行けるとか、逆に町外の美術館から湯河原の美術館へはこのくらいで行けるとい、そういうものが以前はありました。

岩本局長 チラシは確か作っていると思いますが、事業としてスタンプラリーみたいな事はもう行っていないようです。

委員長 わかりました。

朝倉課長 委員長、よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

朝倉課長 先程の少年少女砂の芸術大会が今年で何回目になるかというご質問でございますが、今年で 24 回目になるということでございます。

委員長 24 回ということですが、今まで中止はなかったのですか。

朝倉課長 そうですね、今年はたまたま予備日が無しということで、14 日の当日が中止になると、もうそれで中止となりますが、今までの 24 回の中で予備日が有ったかどうか、そのところは把握できておりません。

委員長 わかりました。続きまして次の案件に入ります。

#### 《石倉館長 退室》

#### ⑨ 就学相談について

委員長 それでは、就学相談について報告をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料 9 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 就学相談の実施について、平成 26 年度に町立小学校に入学予定の幼児の保護者に対して、資料 9 ①に基づき周知した。
- ・ 就学指導委員会は、平成 25 年 11 月 7 日（木）を予定。
- ・ 就学相談票について説明。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

山本委員 先程の、周知方法で漏れはありますか。

長田指導主事 幼稚園、保育園に通園をされていない方につきましては、保健センターと協力し、保健師さんと情報交換をして漏れないようにしております。

小松委員 これは、あくまでも保護者からの申込みで、園の先生が気になる子が居ても、それを

促すとか、そういうことは無理ですか。

長田指導主事 その点につきましては扱いが微妙でございまして、当然、園の方で把握して、心配だなと思っているご家庭及びお子様と、就学相談を申込まれる保護者の方が全てイコールかという、そういうことではございません。だた、園の方でも、就学相談のご案内を全員に配る際に、例えば保護者の方がお迎えとかに来られた時に、今日お配りしましたが、心配であれば、是非ご相談くださいというような形で、園の心配が保護者の方に伝わるよう、そこは、園のやり方とか、先生方の声掛けの仕方はまちまちだと思いますが、一律に配って終わりではなく、それなりの声掛けをしていただくように依頼をしています。その結果、就学相談を受ける、受けないは保護者のご判断になってしまいますが、そのようなことはしております。

委員長 他には、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし。

委員長 私から、質問いたします。日本国籍でない方にこれが配られても理解できない所があるかと思いますが、これについては、別の言語での説明等がありますか。

長田指導主事 別の言語での説明は行なっておりませんが、園の方でも、そのようなお子様は気にされていらっしゃるしまして、口頭で、日本語ではありますが、説明をしていただいています。また、昨年、早藤委員長から、スペイン語のお子様の就学相談にご協力をいただいた方を、ご紹介いただきましたが、今年度も、既に1名、スペイン語が母語である保護者の方からの申込みがございまして。就学相談の実施について完全に周知できているかという、そこは疑問が残る所かもしれませんが、園の方と保護者の方と教育委員会で連携を取って、できるだけ漏れが無いようにお伝えをしている努力はしています。

委員長 この就学相談実施のお知らせの、頭の所だけでも、それぞれの言葉に直したらどうでしょうか。だいたい何語が必要かということを出ているでしょうから。たしか、地域政策課の方に翻訳でボランティアの方がいらっしゃると思いますので、そこに、それぞれの言葉に直して貰って、必要な時には渡せるようにしておいた方がいいのではないかと思います。そんなに難しい事じゃないと思いますので、そういう依頼はしても問題ないのではないかと思います。

岩本局長 はい。地域政策課と協議をさせて貰って、できるだけ、出来る方向で検討させていただきます。

委員長 これから入学する子達の親が何語かということ、幼稚園、保育園で把握している部分だけでも調べればどうでしょうか。そんな数にはならないと思いますが。

長田指導主事 そうですね。恐らく、英語、韓国語、スペイン語、タガログ語があると、かなりの部分がカバーできるかと思います。

委員長 ロシア語の方は最近はいらっしゃいませんか。

長田指導主事 ロシアの方とお会いしたことはありません。

委員長 それでは、もう一回それを確認していただいて、そんなに数が多く無ければ難しい事ではないと思いますし、また、多分大きな市では、そういうことをやっていると思いますので、そういう所の資料もあるかと思いますので、できたらお願いいたします。

長田指導主事 ありがとうございます。また、ご協力をお願いするかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑩ 足柄下郡教育課題研究協議会事業について

委員長 それでは、足柄下郡教育課題研究協議会事業について報告をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料 10 をご覧ください。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 授業エキスパート養成研修について説明  
町内学校では、東台福浦小学校 1 名、湯河原中学校 2 名の教諭が研修を行なう。  
委員の方には、3 名の教諭の研修をご参観いただき、ご指導をいただきたい。
- ・ ファーストキャリアサポート研修について説明  
管内の授業エキスパートとしては、湯河原小学校の教諭が 11 月 11 日（月）に授業を行なう。  
委員の方には、11 月 11 日（月）の湯河原小学校教諭の授業をご参観いただき、ご指導をいただきたい。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 11 月 11 日（月）のファーストキャリアサポート研修は、何時から行ないますか。

長田指導主事 詳細につきましては、要項等ができあがり次第、メールでお送りさせていただきますのでご承知おきください。現時点では、午後日程ということは決まっております。

石井委員 授業エキスパート養成研修の湯河原中学校の 2 名の教諭の教科は何ですか。

長田指導主事 1 名は英語、もう 1 名は数学です。参考までに東台福浦小学校の教諭は体育で研究をされます。

委員長 他には、何かありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 それでは、特にないようなので、報告事項を終了し、協議事項に移ります。

《長田指導主事 退室》

(2) 協議事項

① 修学旅行に関する要望事項について（継続協議）

委員長 継続協議となっております修学旅行に関する要望事項について説明をお願いします。

教育長 平成 26 年度の修学旅行につきまして、報告します。

(口頭により内容を説明)

- ・ 6 月 4 日の 3 町の教育委員長と 3 町の教育長が出席した下郡教育委員会の総会において、修学旅行について話しをさせていただいた。
- ・ 委員長からは、最終的にあり方検討委員会で平成 26 年度は静岡方面を選んだ場合は、湯河原町は下郡から抜けさせますという話しがありました。
- ・ 修学旅行以外ではどうなるかという質問があり、それは 3 町一緒に行ないますという回答をされました。
- ・ 翌日、真鶴の教育長が下郡校長会の会長と修学旅行あり方検討委員会委員長に、湯

河原町からの意見の内容を伝えました。

- ・ 下郡校長会の臨時会があり、そこで8月の時期決定と12月の業者選定について確認したところ、日光方面という形で決まっても、ぎりぎり間に合うようにはなっていない。ただし、どの時期に日光に行けるか、例えば、今までのように5月とか6月に行けるかどうかは分からない。時期については、明確ではないということでした。
- ・ 下郡校長会で一番心配されていたのは、湯河原町だけが抜けてしまうことは、本当に困る。本当にそれだけは避けて行きたいんだと話をされていた。
- ・ 今後は、あり方検討委員会を進めていくにあたって、各学校に方向等のアンケートを取り、それらを見て決定していきたいという話しをされていた。

委員長 只今のことにつきまして、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 今まで、我々が2年近く審議していた、その回答が明確でないという話をさせていただいたと思います。なぜ、静岡に行かなければいけないかということ、そこがはっきりしないとうちにもならない。そこが解決されれば、静岡だって構わないという話にもなりかねない。委員長がどういう経緯で抜けさせると言ったのかは分かりませんが、そういうことの明確な回答をいただきたい。それと、下郡から抜けるってことも、来年の4月から下郡というものは無くなってしまいます。足柄下教育事務所も上郡の事務所と一緒にになります。2市8町と一緒にになります。そのような状況の時に、下郡にこだわることはないんじゃないかと思います。

委員長 今の石井委員のご意見に対して、教育長の方から何かありますか。

教育長 何で、静岡に行ったかということは、私としては下郡校長会の方から報告を受けて、委員会でお伝えしたつもりですけれども、それが結果的には不十分だということ。また、あり方検討委員会または校長会を開催した、その議事録等を見せて欲しいという話もあったようですが、私は、そのことも伝えたいのですが、議事録等はないというので、その辺りを明確でないということをおっしゃっていただいても、私の方では何とも答えようがありません。後は、地震の方の心配、それも勿論下郡校長会に伝えました。そして、その対応については報告させていただきましたけれども、この定例会では、そんなものでは生温いというような言い方をされていましたが、一応、下郡校長会で考えていたことは伝えたいつもりです。また、上郡と下郡の事務所が一緒になるので、下郡3町にこだわることはないというご意見ですが、今ちょうど事務所の統合についての話し合いをしている所ですけれども、やはり、上郡と下郡が一緒になっても、研修での交流はなかなか厳しい部分があるので、その辺は、今まで母体としていた下教育事務所、小田原、下郡3町、その辺りが中心になって研修をやって行くんではないかというように考えております。まあ、これは決定ではないので、憶測で話しをしますけれども。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 特になし。

委員長 この件について、一番危惧しているのが、地震もそうですし、原発もそうですし、富士山の噴火もそうです。当初、3.11の時に安全、安心な修学旅行の為にということで静岡方面に変更した経緯は説明がありました。ところが、その後、むしろ安全、安心ではないというのが報道関係、あるいは専門家からも指摘されている中で、そこにバスで下郡3町だけが行っている。これは、逆に危険度が高まっているのではないかという危惧が、特に湯河原

の中では強くあるということですが、それについての回答が、ただ単に津波対策として、ホテルの階を上げた所に泊まるというものでした。それ以外の、バスに関してのもの、あるいは原発の問題、そういうことについての回答が全く無いので、やはり湯河原としては少なくとも他の方面に変更すべきだという考えを持っている。そういう話しが有るということは、先程、教育長が話しておりました、あり方検討会に行かれた時に伝えて頂いていますか。

教育長 もちろん、伝えました。

委員長 それで、それについての、校長会あるいはあり方検討委員会からの回答というのは、まだ無い訳ですね。

教育長 南海トラフの関係等について、湯河原町が非常に心配しているということは伝えました。

校長会としては、各学校に対して日光も含めて候補地を出して貰い、その中から方面を検討していくというようなことは回答を貰っています。

委員長 湯河原が言っていることは、離脱することが大前提ではなくて、新聞報道などで危険度の高いと指摘されている方面については考え直すべきだということが趣旨ですから、その受け入れがない場合には、湯河原としては離脱という形にならざるを得ないというような話しをしたわけですので、その所が伝わっていれば、今後も検討はされるだろうと思います。また、先程、教育長から話しがありましたが、8月の時期決定でも日光は間に合うが、来年の5月の県の旅行団とは一緒には行けないだろうということでしょうか。

教育長 県の旅行団の中には入るのですが、どの所に列車が配置されるか、何月に配置されるか、5月の初旬から11月の末まで旅行団の列車が走っていますから、今までのように5月・6月の枠に入れるかどうかがわからないということです。

委員長 時期はわからないけれども、8月の時期決定であれば、県の旅行団に入ることは間に合うということですか。

教育長 そういう話をしていました。

委員長 他に皆さんの方から質問、ご意見等がありますでしょうか。

委員 質問等なし。

教育長 一つ補足させていただきたいのは、下郡校長会の方と話しをしている時に、修学旅行に関して湯河原町が下郡から外れるという形をとるということについて、非常に不安な表情でおられました。結果的にどういう形になるかわかりませんが、下郡を抜けさせるという委員長のお言葉でしたけれど、その言葉を伝えて、下郡の校長先生方が不安を抱えていることは事実です。

委員長 組織としての離脱とか、そういうものへの不安を感じたということですがけれども、もっと子ども達の安全への不安を持って貰うべきだろうなと私は思います。今のお話しを聞きまして、3. 11の時に風評被害であるにも係わらず日光を取りやめた、そのくらいの不安感を持った人達が、なぜ数字的にもっと高い率で危険だとされている方面を堅持していくのか、そこに不安を持たない方がむしろ不思議で仕方がない。組織としての下郡のあり方がどうの、こうのというよりも、子ども達の安全というのは、もっと前の問題じゃないかと私は思います。

委員長 いかがでしょうか。皆さんの方から他に何かありますか。

小松委員 長時間バスに乗るということは、きっと電車に較べると事故のリスクというものは高いと思いますので、子どもを送り出す側からすると心配なことだと思います。

委員長 他には、何かありますか。

委員 特になし

委員長 では、この件につきましては、皆さんのご意見もほぼ固まっていると思いますし、後は校長会及び修学旅行あり方検討委員会からの回答や協議の内容等を知ることができなければ検討ができませんので、教育長も今日の内容を校長会等に伝える機会がありましたら伝えていただき、また、あり方検討委員会あるいは校長会の詳細な内容を報告していただいて、今後、決定するまでは継続して協議していくということをお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 それでは、その様にさせていただきます。では、次の協議事項に移りますが、ここで、休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 それでは、暫時休憩し 11 時 10 分から再開いたします。

(休憩 午前 11 時 00 分から 11 時 07 分)

委員長 それでは、時刻より少し前ですが、皆さん揃いましたので再開させていただきます。次の協議事項からは秘密会となります。よろしくをお願いいたします。

## ② 湯河原中学校の事故について（協議第 7 号）

委員長 それでは協議第 7 号、湯河原中学校の事故について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、協議第 7 号、湯河原中学校の事故について説明します。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 資料の内容等について説明。

委員長 以上で、協議第 7 号について終了いたします。続きまして議決事項に移ります。

《池田副主幹 入室》

## (3) 議決事項

### ① 平成 25 年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について（議案第 9 号）

委員長 議案第 9 号、平成 25 年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について説明をお願いします。

池田副主幹 それでは、議案第 9 号、平成 25 年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について説明いたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 平成 25 年度申請者 新規 16 世帯 23 名、継続 49 世帯 68 名、計 67 世帯 91 名  
(審議の結果)
- ・ 新規 15 世帯 21 名、継続 49 世帯 68 名を認定

委員長 以上をもちまして、議案第 9 号、平成 25 年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について終了します。ここで、秘密会を一度解いて、次の議案に移ります。

〈池田副主幹 退室〉

② 湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則の制定について（議案第10号）

委員長 議案第10号、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則の制定について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第10号、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則の制定について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 5月23日の臨時会で審議をいただき、6月17日の町議会で議決した湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例に伴い、本議案の施行規則を制定するもの。
- ・ 各条文について説明。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 それでは、私から質問をします。第7条ですが、第1項では調査委員会は答申書を教育委員会へ報告するとなっています。そして、第4項では調査委員会は答申書の内容を速やかに公表するとなっています。そうすると、この答申書の内容については、調査委員会が公表する立場にあるということですが、これは教育委員会が公表ではないんですか。

岩本局長 そうですね。教育委員会の方が良いと思います。

委員長 そうでないと、調査委員会はあくまでも教育委員会からの諮問機関としての会ですから、例えば、発表の時に同席するのは良いにしても、教育委員会としての公表でないとおかしいのかなと思います。

岩本局長 わかりました。

委員長 それでは、この部分は調査委員会ではなくて教育委員会に修正をお願いします。他に皆さんの方から、ございますか。

委員 特になし

委員長 施行規則の公布はいつになるのですか。

岩本局長 委員長の署名が決裁の後に公布しますので、2・3日の内にとということでよろしいでしょうか。

石井委員 条例の方の公布はいつですか。議決が月曜日でしたが、即日公布ですか。

岩本局長 議決から3日以内に送付されます。

石井委員 そうすると、万一、条例より先に施行規則を公布してはおかしいことになるので確認をお願いします。

岩本局長 確認いたします。

委員長 それでは、皆さんも、もう一度条文を確認していただいて、文言あるいはその他の部分で気が付いた点がありましたら、事務局の方へ連絡をしていただきたいと思います。

現時点では、第7条第4項の部分を調査委員会から教育委員会へ修正することで決議したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 10 号、湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則の制定については、一部第 7 条を修正し、承認されました。以上で議決事項を終了しその他に移ります。また、その他の案件につきましては、人事案件とプライバシーの問題等がございますので、これより秘密会とさせていただきます。

(4) その他

① 湯河原町民生委員推薦会委員の推薦について

- ・ 協議の結果、推薦者 1 名を決定。

② 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

- ・ 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告

③ その他

- ・ 平成 25 年度 足柄下地区教科用図書共同採択協議会小委員会について  
平成 27 年度に小学校、平成 28 年度に中学校の教科用図書が採択替えとなるが、年度毎に教育委員会で議決を行なう。
- ・ 教育委員会の運営などに関する質問について  
神奈川新聞社から依頼があった教育委員会の運営などに関する質問についての報告及び回答案について説明。  
回答案については、一部修正し回答することで了承。
- ・ 教育委員会緊急時連絡網について  
緊急時連絡網を配布
- ・ 成人のつどいについて  
来年の成人のつどいの会場については、例年どおり観光会館で実施することで了承。
- ・ 学校だより等の配布について  
学校だより等の配布について、各学校から各委員のメールへ直接配信することで了承。ただし、容量の大きいものは、従来どおり紙面のものを定例会等において配布する。
- ・ 少年少女防火クラブの発足について  
資料配布
- ・ 地域福祉センターの移設について  
地域福祉センターに入所している社会福祉協議会、たんぼぼ作業所等の移設計画について説明。
- ・ 児童・生徒数について  
前回定例会で報告した 5 月 1 日現在の児童・生徒数についての案件で質問のあった、湯河原中学校以外の中学校へ就学した生徒数、幼稚園及び保育園を経験していない小学校新入学児童数、城山学園の生徒で湯河原小学校へ通学している児童の件について報告。  
小学生で湯河原町立の小学校以外の学校に就学している児童数について次回定例会で報告する。
- ・ 全国一斉学力テストについて

次回定例会で学力テストについて報告する。

委員長 8月の定例会の日程につきまして、皆様のご都合をお伺いいたします。

《8月定例会の日程調整の結果》

7月の定例会は、7月19日（金）午前6時から、教育センターで開催

8月の定例会は、8月26日（月）午後6時から、教育センターで開催

委員長 それでは、以上で終了したいと思います。本当に遅くまで、審議についてご協力をいただき、ありがとうございます。皆様のおかげで、細かいところまで十分に審議ができたかと思えます。また、これから夏休みに向かいまして心配なこともいろいろ出てきたりするかと思えます。是非皆さんの方も学校教育、社会教育全般に目を配っていただき、子ども達の健全な成長、そして町の教育振興のためにご尽力いただきますようお願いいたします。今日は、本当に遅くまでありがとうございました。

（終了時間 午後1時29分）